

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。専門職が高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから相談を受け、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、行政機関、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察など適切な機関と連携し、地域の高齢者や家族を支えます。

○さまざまな相談に対応します  
 ・近所の一人暮らしの高齢者が心配  
 ・介護サービスを受けたいけれど、どうすればいいの？



・親の認知症で困っている  
 ・家族だけで介護するのは大変  
 ○介護予防を推進します  
 ・介護予防サービスを受けたい  
 ・身体の機能に心配がある  
 ・今の健康を維持したい  
 ・高齢者の権利を守ります  
 ・成年後見制度を利用したい  
 ・虐待にあっている高齢者がいる

各地域の包括支援センターは8ページに記載しています。気軽に問い合わせください。



障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市では基幹相談支援センターを中心とした障がい者相談支援事業を実施しています。ライフステージのさまざまな場面で出会う問題について、障がい種別を問わず、どのような内容でも、ひとりでも悩まずに、まずは気軽に問い合わせください。

○守口市障がい者基幹相談支援センター  
 地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的・専門的な相談支援および他の相談支援事業所との連携強化を図っています。

○障がい者相談支援事業  
 障がいのある人や障がい児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言・障がい福祉サービスの利用援助などを行います。



守口市立わかたけ園



地域生活支援センター シュポール



守口市障がい者基幹相談支援センター

7ページと8ページに掲載している各窓口相談に関するページは、切り取り線で切っていただき、目の付くところに貼っておくなど、適宜活用ください。

## くらしサポートセンター守口

～生活に困っている人の課題に応じた個別の支援を行います。～

### 【生活困窮者自立支援事業】

- ・生活困窮者の生活に関する相談、就労・職業相談
- ・ひきこもりの当事者やその家族に対する相談、家族会、居場所
- ・社会参加や就労のための基礎能力を養成する就労準備相談
- ・離職により住宅を失った生活困窮者の「住居確保給付金」の相談
- ・住居のない人に対して、宿泊場所や衣食などの相談
- ・フードバンクの緊急支援やこども食堂に関する相談 など

相談先：京阪本通2丁目5番5号(市役所7階 くらしサポートセンター守口)

相談時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30 (土・日、祝を除く)

☎0800-200-8011 (相談者専用電話番号)

☎06-6998-4510 (相談者以外の人)

☎生活福祉課 ☎06-6992-1437

## いきいきネット相談支援センター

～コミュニティソーシャルワーカー～

### 【福祉の総合相談】

- ・福祉制度、サービスに関する相談
  - ・地域福祉、ボランティアに関する相談 など
- 各種相談をお受けします(土・日、祝を除く)。

相談先①：京阪本通2丁目5番5号

(市役所7階 守口市社会福祉協議会)

相談時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30

☎06-6992-2715

相談先②：藤田町4丁目20番1号(藤田事務所)

相談時間：月曜日～金曜日 10:00～16:00

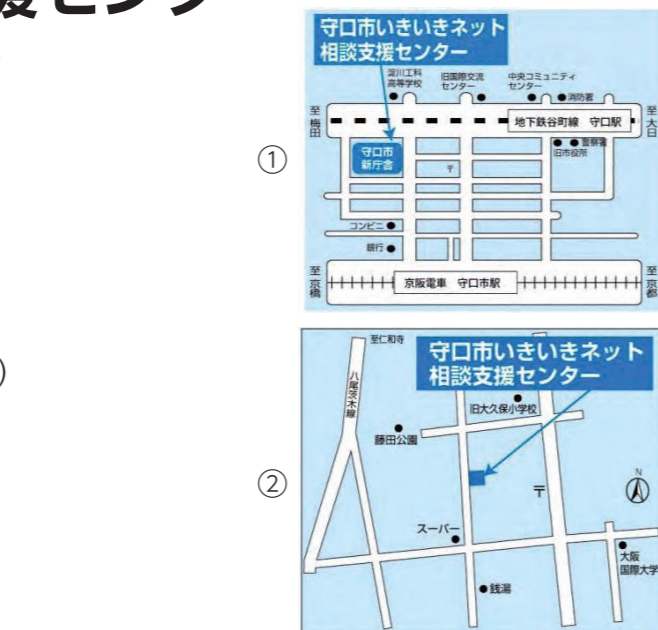
(下記③の出張相談日時を除く)

☎06-6900-0809

相談先③：各コミュニティセンター

相談時間：右記のとおり 10:00～12:00

☎06-6992-2715



### ③開催予定日

第1火曜日	西部	第1木曜日	庭窪
第2火曜日	北部	第2木曜日	南部
第3火曜日	錦	第3木曜日	東部
第4火曜日	八雲東		

☎健康福祉部地域福祉課 ☎06-6992-1570

切り取り線